



令和4年度診療報酬改定 疑義解釈

《 診療所編 抜粋版 》



NEW 疑義解釈資料の送付について(その14) . . . 令和4年6月22日

※文書中の(1-2)とは、「その1」の「問2」の意。

株式会社ユナイテッドサーブ

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

認定登録 医業経営コンサルタント 登録番号第7168号

上田 恭子

外来腫瘍化学療法診療料

Q 外来腫瘍化学療法診療料における「抗悪性腫瘍剤」とは、具体的には何を指すのか。(14-3)

A 薬効分類上の腫瘍用薬を指す。

バイオ後続品導入初期加算

Q 外来腫瘍化学療法診療料の注7に規定するバイオ後続品導入初期加算について、外来腫瘍化学療法診療料の「1」の「ロ」又は「2」の「ロ」を算定する場合であって、抗悪性腫瘍剤以外の薬剤についてバイオ後続品を使用したときは、当該加算を算定できるか。(14-4)

A 算定できる。

こころの連携指導料(Ⅰ)

Q こころの連携指導料(Ⅰ)の施設基準において求める医師の「自殺対策等に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。(14-5)

A 現時点では、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日事務連絡)別添1の問162でお示ししているものに加えて、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが主催する「自殺未遂者ケア研修(かかりつけ医版)」が該当する。

《疑義解釈資料の送付について(その1)問162》

- ・厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが主催する自殺未遂者ケア研修(精神科救急版)又は自殺未遂者ケア研修(一般救急版)
- ・日本臨床救急医学会等が実施するPEEC コース
- ・自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業で各事業者が主催する研修

下肢創傷処置

Q 下肢創傷処置について、足趾の浅い潰瘍についてはどのように算定すればよいか。(14-6)

A 「1 足部(踵を除く。)の浅い潰瘍 135点」を算定する。

Q 下肢創傷処置については、留意事項通知において、「下肢創傷処置の対象となる部位は、足部、足趾又は踵」であるとされているが、ここでいう「足部」とは具体的にどの部位を指すか。(14-7)

A 足関節以遠の部位(足趾又は踵を除く。)及びアキレス腱を指す。